



日・EUビジネス・ラウンドテーブル
日・EU両政府への提言

2011年4月28 - 29日 ローマ

ワーキング・パーティ C
イノベーションと情報通信技術

ワーキング・パーティ・リーダー:

アリアンスペース株式 会社会長& CEO ジャン・イブ・ルガール	日本エリクソン株式会社 社長 フレデリック・アラタロ	富士通株式会社 特命顧問 伊東千秋
----------------------------------------	----------------------------------	-------------------------

略称・略語一覧表

略語

AEO	Authorized Economic Operator
ICAO	International Civil Aviation Organization
ENS	Entry Summary Declaration
ICT	Information, Communication Technology
IEC	International Electrotechnical Commission
ITA	Information Technology Agreement
ECJ	European Court of Justice
ENS	Entry Summary Declaration
MRA	Mutual Recognition Agreement
NAMA	Non Agricultural Market Access
MRA	Mutual Recognition Agreement
NATO	North Atlantic Treaty Organization
NGBN	Next Generation Broadband Network
NTB	Non-tariff barrier
PDCA	Plan, Do, Check, Action
SGAE	Sociedad General de Autores y Editores
SME	Small and medium enterprise
WTO	World Trade Organization

日本・EU両産業界からの提言

ICT

WP-C / #01 / EJ-EJ

成長戦略と ICT 戦略の実行

両政府は特定の目標を有する詳細の実行計画を制定し、個々のアクションアイテムの状況を、PDCA サイクルを実行してモニターするべきである。更に ICT 戦略における個々のアクションの進捗報告は WEB サイトで公表されるものとする。

<背景>

BRT は、両政府が ICT の成長に対するエンジンとしての役割を認識し、それぞれの成長戦略と調和するものとして ICT 戦略を取りまとめたことを歓迎する。2010 年 5 月に EU は“デジタルアジェンダ” IT 戦略を、EU の成長戦略 EU2020 のフラッグシップ・プロジェクトの重要なものとして確認した。日本側では、日本政府は新成長戦略を 2010 年 6 月に、新 IT 戦略とその実行計画を 2010 年 5 月と 6 月にそれぞれ公表した。

WP-C / #02 / EJ-EJ

次世代ブロードバンドネットワークの構築

- (1) 規制は、投資家に対して必要となる法的な確実性を提供すべきである。それぞれの技術は自らのメリットにより進化することが可能であるべきであり、イノベーションや投資に対する判断は技術に対する規範的な規制により阻害されるべきでない。
- (2) 両政府は、民間部門での投資による展開が困難な地域に対しては、高速の固定・モバイルブロードバンドサービスの提供を奨励するために、産業界に必要な刺激策を提供すべきである。（人口が少ない地域など）
- (3) ICT の利用を促進するために、両政府は教育、ヘルスケア、その他政府サービスを奨励することで次世代ブロードバンドネットワークの社会的恩恵を高めるべきである。
- (4) 最も効率の良い周波数利用を可能にするために、モバイルブロードバンド向けにより幅広い周波数を開放すべきである。更に日本と欧州政府は、規模の経済を確保し消費者向けのサービス価格を低下させるために周波数利用の調和に向け努力すべきである。

<背景>

BRT は、欧州において高速・超高速のブロードバンドネットワークを提供させるデジタルアジェンダを歓迎する。アジェンダに掲げられた目標を達成するために、投資とイノベーションに対する適切な規制環境が非常に重要である。

高速ブロードバンドネットワークは、未来の情報社会を実現するための、ほとんど他の全てのサービスやアプリケーションに必要なとされる基本的な基盤インフラストラクチャーを提供

する。学術研究や経験的証拠は、信頼性の高いブロードバンドインフラの普及が生産性を向上させ、イノベーションを刺激し、成長を加速させ、雇用を創出することを示している。

高いパフォーマンスの固定・携帯通信インフラは、現代の知識経済のグローバル競争において決定的な要因になる。社会的開発や将来の成長と雇用はイノベーションと投資に好ましい規制枠組みを提供する能力に大きく依存している。

加入者密度や需要は、地域や時間の経過により変わるため、異なる技術やトポロジーは、異なるシナリオ向けに最も適している。そのため、いかなる規制においても技術に対する中立性の原則は重要である。

次世代モバイルブロードバンドに対するイノベーションや投資は前述した政策目的にとって、益々重要になってきている。

WP-C / #03 / EJ-EJ 社会問題解決に向けた ICT 利活用

公共部門での ICT 利活用を進めるために、両政府は、ヘルスケア、教育、中央・地方政府などの分野における革新的な ICT プロジェクトに対して予算配分を優先付けるべきである。また法や規制が、先進的な ICT 活用を妨げる分野において緩和をすべきである。

<背景>

次世代ブロードバンドネットワークの恩恵を最大化するために、公共部門は ICT プロジェクトの利用を推進しなければならない。公共部門は民間部門に比べて、ICT の利活用に大きな可能性がある。

これらの ICT 利活用は、新しいサービスを創出し、公共サービス提供の効率を向上させ、我々が直面する複雑な社会課題解決に寄与する。

WP-C / #04 / EJ-EJ クラウドコンピューティング活用に向けた EU 域内及び日本との規則の調和について

- (1) クラウドコンピューティングでは、データポータビリティや相互運用性が、企業が革新的な産業横断的なアプリケーションやサービスを作り上げるために重要であり、両政府はクラウドコンピューティング環境を活用するアプリケーション利用を阻害する規制を見直すべきである。欧州委員会はEU諸国をまたがるシームレスサービスに向けて加盟国の関連機関と調整すべきである。
- (2) プライバシー、データ保護、情報の自由な流通のバランスを取りつつ、越境取引及びEU域内及び日本との国際的なデータ移転を加速させるために、両政府はクラウドコンピューティングに関する対話を開始すべきである。

- (1) 両政府は、現在既に非関税のステータスを持つ製品に加え、追加の電機製品が非関税のステータスを与えられるように、現在の ITA を最も早い機会に見直すべきである。
ITA 対象製品の範囲は、現在および将来の革新的技術発展が製品分類において不確実性をもたらさないように、少なくともチャプター84、85、90 の大部分を含め、可能な限りの幅広い拡大が必要とされている。このような努力は、WTO NAMA 交渉で提案されている電機電子分野イニシアティブにおける交渉の成功と合意によっても実現されうる。課税として再分類された新しい複合技術を用いた ITA 製品の問題に対処するために、EU は WTO のパネルにおける ITA に関する紛争処理の履行を遅延なく 2011 年 6 月末までに実行すべきである。
- (2) ITA や電機電子分野イニシアティブに、より多くの国々による参加を奨励することで、ITA の地理的範囲を拡大すべきである。
- (3) ITA が最新の状態に保たれ技術の進展が反映されるように効率的な仕組みの構築が必要である。(たとえば産業界が政府に対して、最新の技術に関し定期的に説明するフォーラムなど)

<背景>

情報技術協定 (ITA) に基づく非関税ステータスの拡大により、生産性、イノベーション、雇用創出、競争力改善の推進力としての主要な産業部門の発展及び事実上全ての他の産業や公共サービスでの品質向上により日本と欧州は恩恵を得る。このような変化は WTO NAMA 交渉において提案された電機電子イニシアティブの成功の結果を必要とする。WTO の ITA 委員会による ITA 見直しでは不十分である。

ITA 拡大は、全ての電子機器部門の貿易を加速させ、製品分類に関する不確実性を取り除き、新しく開発された製品が ITA の範囲に収まることから同部門における技術の発展が反映されることを確かなものにする。多くの非加盟国においては、IT 製品の輸入に対して、高関税を課し、多くの非関税障壁を設けている。非関税障壁の除去と防止は、日本と EU の電子機器産業にとって最重要なことである。ITA における製品範囲の拡大や加盟国の増加などの前向きな進展は非関税障壁が適切に処理されなければ、他あるいは将来の ITA 加盟国における公平な環境を悪化させる結果になる。不幸なことに関税の撤廃の後に非関税障壁の利用は増加する。

ITA 対象製品が有税として扱われていることが世界で懸念されている。実際に、新たな融合技術を用いたいくつかの製品はゼロ関税のステータスを失っている。

WP-C / #06 / EJ-EJ

貿易円滑化とセキュリティの両立

両政府は協力して貿易の円滑化とセキュリティ&セーフティの両立化並びに官民オペレーションの効率化を実現するための国際的な制度調和と運用に関し、率先して取り組むべきである。日・EUが積極的なイニシアティブを発揮することにより、貿易の円滑化とセキュリティ、セーフティの両立化を阻害する要因を払拭すべきである。

- (1) AEOプログラムの日・EU間相互承認は締結されたものの、各種セキュリティ規制は強化されたままであるため、それらの規制の解除に向けた要件が検討されるべきである。
- (2) セーフティ規制において、企業自らがULやIECの様な国際基準を遵守することは勿論であるが、国毎による規制が現在バラバラに遂行されているため、EUと日本はICAO等の国際的な標準規制と整合性を持たせる基準の統一化を検討すべきである。

<背景>

グローバルにサプライチェーンを展開する多国籍企業は貿易の円滑化とセキュリティ確保の両立化を目指す取り組みをこれまで行ってきた。

日・EU間では、2010年6月にAEOプログラムの相互承認が締結されたものの、2011年からは24時間前ルールに該当するENSも本格的に開始される為、日・EUのグローバル企業においては更なる企業負担も予想される。

WP-C / #07 / EJ-E

著作権補償制度・私的録音録画補償金制度の抜本的見直し

- (1) デジタルコンテンツの一層の合法的な利用を促進させるために、EU と日本が私的複製補償制度の抜本的な見直しに関する対話・協力を行うことが必要である。
- (2) 制度の見直しに際しては、権利者やクリエイターに対する私的複製への補償を確保するために、新しいコンテンツ流通の取り組みを含む利用可能な包括的な方法を考慮に入れる必要がある。
- (3) 欧州委員会と加盟国は、補償制度を欧州のデジタル経済アジェンダの広範な著作権議論の中で優先課題として位置づけるべきである。高い透明性と法的な確実性は、EU レベルの政治的・法的な介入による客観的な欧州基準の採用により可能になる。
- (4) 今回の集合的な著作権管理に関する指令は、一度にこの著作権補償に関する問題を解決する良い機会となる。

<背景>

現在、補償金は（少なくとも欧州では）アナログ時代にさかのぼる補償金制度により支払われている。著作権補償制度は、私的複製による収益の損失を補償する方法であるが、海賊版に対処するものとして意図されていない。現在の新たに考えられ、広がっている DRM を活用したビジネスモデル（個々のユーザーとの契約に基づくコンテンツのオンライン流通など）では、著作権補償制度は、消費者に対して二重の支払いを課している場合がある。更に、現行の補償制度は欧州域内で大きく異なっている。どの製品が制度の対象となるか、また課される金額を決定するための欧州のベンチマークは存在していない。最近の欧州司法裁判所によるスペイン作家協会（SGAE）と PADAWAN ケース（C-467/08）に関する判決によっても、このような制度見直しの正当性が示された。

WP-C / #08 / EJ-E

EU における電子書籍に対する VAT（付加価値税）の軽減税率適用

電子書籍と紙媒体の書籍の不必要な差異を解消するために、電子書籍は、EU における文化的に価値のある品目と同様に、VAT の軽減税率が適用されるべきである。またその料率は、紙媒体に適用される税率を超えないものとすべきである。

<背景>

BRT は、「文化」に対する低減税率を支持する。EU では、長期にわたる文化的に価値のある製品に対する VAT 税率の軽減が、素晴らしい文化を低価格で幅広く・急速に広めることを助け、豊かな文化の育成と生活の質の向上に大いに貢献した。

EU において電子書籍は、現在標準の VAT 税率が適用されている。低価格、コンテンツの入手容易性、検索のパフォーマンス、省資源の観点から、電子書籍は紙媒体の書籍よりも良質な文化へのアクセスにおいてより優れている。



イノベーション全般

WP-C / #09 / EJ-EJ

21世紀の社会問題に向けたEUと日本の協力

- (1) 両政府は、規制緩和や両国からの投資を誘致し産業界の知見を取り入れることで、フラッグシップ・プロジェクトを支援し、共通の社会問題に対するソリューションを革新すべきである。
- (2) 日本とEUは研究とイノベーション全般を刺激し、研究及びイノベーションを消費者や企業の恩恵としてもたらす最善の方法に関する対話の設立を求める。世界の他の地域からのベストプラクティスを研究し適用することが求められる。(ベンチャーキャピタルをイノベーション向けの投資や起業家が利用可能なものにするなど)
- (3) EUと加盟国がスマートシティ、水分野、現代社会向け非エネルギー原材料の持続可能な供給、ヨーロッパ市民や企業向けのスマートモビリティ、農業製品の生産性と持続可能性において欧州イノベーションパートナーシップを作り上げることが求められる。

<背景>

EUと日本は高齢化、気候変動、資源の制約といった共通の社会問題を抱えている。イノベーションは競争力の維持と持続可能な長期的成長の主要なエンジンである。

BRTは2010年10月に発表された欧州のイノベーションユニオンにおけるイノベーションパートナーシップで参照されたヘルスケア分野での取り組みを支持する。日本政府と産業界は同様のアプローチを有している。グリーンイノベーションとライフイノベーションは政府による新成長戦略の重要な柱となっている。日本経団連は2010年10月にサンライズレポートを発行し、未来都市モデルプロジェクトの考えは、この報告書の中核となっている。未来都市モデルプロジェクトの例は1)低炭素・環境共生、2)先進医療・介護、3)次世代交通物流システム、4)先端研究開発、5)次世代電子行政・電子社会、6)国際観光拠点、7)先進農業、8)子育て支援・先進教育などである。

日本とEUでの研究レベルは一般的に国際的に高いレベルにある。しかし日本とEUが研究やイノベーションを活用し商業化することに関しては、まだ改良の余地がある。

WP-C / #10 / EJ-EJ

イノベーションに対する継続的な投資（教育、実証実験、政府調達）

現在の予算制約の元では、公共部門でのより賢い支出を実現するために全ての必要な政策ツールを動員することが重要である。そのため政府調達を、イノベーションを生み出し活用するための道具とすべきである。

EUと加盟国、日本は、イノベーションに対する投資、特に科学技術、エンジニアリング、数学の教育、科学技術分野での有能な人材の育成、研究開発、実証実験への戦略的な予算割り当てをすべきである。

<背景>

イノベーション政策は、科学技術の研究開発部門のみに限定されるべきではない。イノベーション政策、科学技術政策、ICT政策は関連性を持っており。これらの政策が複数の機関においてより良く調整された際に、その潜在可能性を最大限に活用することが出来る。

イノベーションに対する投資は、成長と雇用創出を促す。企業に対して大きな機会を生み出すため、公共調達、新製品、サービスの商用化の初期の段階において特に重要である。

WP-C / #11 / EJ-EJ

民間部門でのイノベーションを推進させるインセンティブ

成長に対するエンジンとしての民間部門の役割を促すために、政府は国内・外資及び大規模や中小規模の企業に対して、特に技術の進化を反映させるための好ましい状況を作り上げるべきである。

EUと日本の当局は時代遅れの規制や規則を定期的に見直し、規制をEU域内及び日本と調和させ、大きな市場を作り上げることで起業家が新製品やサービスを商用化するインセンティブを与えるべきである。

研究開発に対する税額控除は、民間部門の研究開発投資を奨励させるために拡大されるべきである。

WP-C / #12 / EJ-EJ

研究開発インフラストラクチャーへの継続投資

我々はEUと日本に対して国立研究所や大学でのR&Dインフラストラクチャーへの継続的な投資を提言する。

<背景>

オープンイノベーションの時代では、R&Dインフラストラクチャーへの投資は世界中の優秀な人材を保持し、引き付けるという観点から重要である。

ICTは活用技術であり、全ての他のイノベーションの推進役や貢献者として位置づけるべきである。コンピューティングパワーの進化は、次世代スパコンが物理学や生物科学における研究者からの多様で複雑な要求を満たすことを可能にし、ブレークスルーをもたらしている。スパコンなどのR&Dインフラに対する投資は他の産業に対して指数関数的に貢献する。



WP-C / #13 / EJ-EJ

日欧の地域クラスターのビジネス協力

欧州と日本の地域クラスター間でのビジネス協力強化

<背景>

クラスターは、地域レベルでイノベーションを育み、生産性を増強し、学界と産業界の協力を強化し、中小企業の国際化を促進させることで、豊かなビジネス環境を作り出す。日本とEU諸国は多くのクラスターを有し、その内いくつかは世界レベルで、イノベーション主導型であり、グローバル市場において競争力を有し、国際的な協力に対し開かれている。両地域から、クラスター間での協力強化に対する産業界の関心が高まり、協力の範囲は拡大されている。

制度化され、持続可能なアプローチを促進させるために、欧州クラスター協働プラットフォームと東京とブラッセルにある日欧産業協力センターはMOUを締結した。このMOUのおかげで、日本のクラスターはこのプラットフォームを用いて、EU諸国のパートナーを見つけ、機会を見出し、企業の訪問制度や共同R&Iプロジェクトを開始することが可能になっている。

イノベーション(航空宇宙・防衛)

航空宇宙

WP-C / #14 / EJ-EJ

航空宇宙における政府主導の協力(民間と防衛)

日本と欧州の当局は、政府の資金により民間と防衛の双方で航空、宇宙に関する日欧間の産業協力の規模を大幅に拡大させる動きを加速させるべきである。

<背景>

欧州の航空宇宙産業は、長年に渡り世界市場において民間、防衛及びデュアルシステムやサブシステムの主要なサプライヤーであり続けている。日本の航空宇宙産業も国内政策により制約を受けているが、先進的な航空宇宙技術を有している。両国の産業界は現在、急速な進展を遂げる世界市場への新たな参入者から挑戦を受けている。ヘリコプターや航空エンジンなど、航空学の分野で日欧の産業協力の成功事例は存在しているが、真の協力の潜在可能性に比べるとはるかに小さい。

我々は政府主導による日本と欧州間の航空産業の友好関係構築は、双方にとって多くの利点をもたらすと強く信じている。複数の世界のパートナーとの共同の技術プロジェクト開発は航空宇宙企業がハイテクレベルや十分な競争力を維持・確立するために必要なものである。

厳しい予算上の制約に直面する政府にとっても、このことは必要である。既存の産業協力を拡大し、協力分野を特定するために、航空宇宙研究技術での日欧協力に関する2つのワークショップが2009年11月と2010年12月に東京で開催された。これらは欧州航空宇宙防衛工業会(ASD)と日本航空宇宙工業会により主催され、日本と欧州の機関がオブザーバーとして参加した。

WP-C / #15 / EJ-EJ

航空技術の環境面での問題

日本と欧州の当局は、環境問題に対して幅広い二国間協力を確立すべきである。

<背景>

欧州と日本は騒音から排出まで環境問題に関して、主に別の研究プログラムを支援している。このような努力の一例が、高速航空技術に関するフランスと日本のプログラムである。我々は、全ての航空機の速度の環境に対する影響が欧州と日本が更に協力を進める分野であり、協力とビジネス機会を生み出す分野の一つであると考えている。

WP-C / #16 / EJ-EJ

航空認定機関同士の協力

日本と欧州の航空機認定機関の協力を確立する。

<背景>

両地域は米国の航空機認定機関と緊密な協力関係があるにもかかわらず、日本と欧州の航空機認定機関同士の協力はほとんどない。

宇宙

WP-C / #17 / EJ-EJ

民間向けの衛星技術

民間分野において、日本の宇宙関連機関（内閣レベル）と欧州の宇宙機関（欧州委員会、欧州宇宙機関、欧州各国の宇宙関連当局）は双方にとって利益のある協力分野を生み出すことを目的として正式で恒久的な対話の共通のメカニズムを確立すべきである。

<背景>

欧州と日本は衛星技術において多くの面で補完しており、宇宙通信、放送、観測において似たニーズを持っている。

WP-C / #18 / EJ-EJ

防衛向け衛星技術

日本と欧州加盟国の当局は、防衛目的の衛星に関し経験を共有することを目的として定期的な会合を作り上げるべきである。

<背景>

防衛分野でも同様に、欧州の衛星製造業者は世界的に認知されるノウハウと経験を多く蓄積している。このノウハウと経験は、日本と欧州加盟国の当局の定期的会合により裏付けされた上で、日本の製造業者と密な産業協力を通じて共有されるべきである。



WP-C / #19 / EJ-EJ

政府による衛星打ち上げの相互バックアップ

日本と欧州の宇宙関連当局は、それぞれの衛星打ち上げ部隊を用いて全ての政府の衛星打ち上げに対して相互補完の協力制度を作り上げるべきである。

<背景>

欧州の大型衛星打ち上げロケットであるアリアン5と日本のカウンターパートのH-II Aは、一方のロケットの技術的問題による長期の打ち上げ遅れのリスクを軽減させるために、商用ベースの衛星打ち上げにおいて、お互いの衛星打ち上げを補完する合意で使われている。政府の宇宙ミッション向けに同様の補完合意を行うための、日本と欧州の宇宙関連当局（文部科学省と欧州宇宙機関）による討議は、日本の省庁における統一された政策が欠如していたことを主因として失敗した。

WP-C / #20 / EJ-EJ

機密情報の交換と保護

日本と欧州各国は、共同開発に関連して機密情報の交換・保護についての公式な合意を締結すべきである。

<背景>

欧州と日本の防衛産業は多くの面で補完的である、全ての面で協力することが許可されれば、共同で、双方にとって必要な高性能かつコスト効果の高い製品や技術を開発することが出来る。しかし開発されるべき技術や製品に関する機密情報を、欧州企業と日本企業は直接に交換できないため、このことはほとんど不可能である。

WP-C / #21 / EJ-J

日本の武器輸出三原則の緩和化

日本は、日本が特定分野の限定された状況において、共同研究開発とNATOやその他の同様の考えを持つ国々との防衛機器の製造に参加するために、武器輸出に関する3原則を緩和すべきである。

日本の武器輸出三原則は、日本が国際的な協力プロジェクトに参加し、機器を同盟国に提供することを阻んでいる。原則の緩和は、開発プログラムへの参加を可能にすることで、より大きな能力の可能性と協力の機会を提供する。緩和化は、日本の産業界に対して技術的恩恵をもたらし、結果として大きく予算が削減される。また防衛計画大綱の目的を満たす助けとなる。

WP-C / #22 / EJ-J

デモ用に輸入された防衛機器の再輸出の簡易化

日本の当局は、見本市や展示会などのフォーラムでのデモンストレーション目的に輸入された防衛機器の再輸出手続きを簡素化する手続きを取るべきである。



武器輸出三原則は、外国企業が見本市、展示会やその他フォーラムでのデモンストレーション向けに輸出した防衛機材の再輸出を困難にしている。このことは、欧州企業による製品拡販を大幅に制限している。日本に輸入された防衛機材に対する特別の再輸出手続きにより、日本の調達関連省庁は利用可能な全ての選択肢をより良く把握することが可能になる。

EU産業界からの提言

イノベーション(航空宇宙・防衛)

一般

WP-C / #23 / E-J 公共調達における無制限責任条件の排除

無制限責任条件は、外国の応札者が競争相手の地場企業に対して著しい不利となるため、公共入札の仕様書から取り除かれるべきである。

<背景>

日本政府は、現在公共入札に対して応札者に無制限責任を、入札の一部として求めている。この要求は他の市場において見られないものである。

宇宙

WP-C / #24 / E-EJ 衛星打ち上げサービス事業者の認定

外国の衛星打ち上げサービス業者の日本当局による認定は、日本の商業衛星打ち上げプロジェクトで想定される承認制度と同様に公平でなければならず、2008年6月のフランス宇宙事業者法及び関連法により承認、制定された世界の商業界の慣習と一致すべきである。

<背景>

日本の当局は、日本の衛星打ち上げサービスにおける日本のユーザーが打ち上げ契約前に公式承認を取得すること、および日本の当局が認定する信頼における打ち上げ事業者のみを使用することを求めている。こうした法制が、欧州の打ち上げサービス事業者にとって日本での競争を妨げるものでなければ、我々の懸念材料にはならない。日本の当局はこのような法制を公布すべきかを近いうちに決定しようとしている。

WP-C / #25 / E-EJ PFIプロジェクトの合法的利用

当局は、地場の衛星メーカーと打ち上げサービス事業者を保護するために、自己のPFIプロジェクトを用いることを明確に禁止すべきである。

<背景>

PFIの活用は、政府機関にとって予算の効率が良い方法で宇宙関連サービスを調達する合法的なやり方である。

WP-C / #26 / E-J

宇宙地上設備市場の開放

統合システムの調達が奨励されるべきである。

<背景>

日本の宇宙関連地上設備の国際調達はしばしば、小さなロットに分割されている。このことは、外国のサプライヤーより日本のサプライヤーに利益をもたらす傾向にある。統合システムはコストパフォーマンスが高く、より信頼性がある。

防衛

WP-C / #27 / E-EJ

防衛機器及びサービスに関する国際的に認定された調達プロセスの適用

全ての防衛調達プロセスにおいて、以下の事項が適用されるべきである。

- 1) 要求に関する明確な陳述、調達の変更
- 2) タイムラインに対する助言及びそれに対する固執
- 3) 評価基準の通知とそれぞれの基準に対する重み付け
- 4) 英語の文書の受領
- 5) NATO標準の採用
- 6) 採択根拠の完全な情報開示
- 7) 採択決定に対する説明機会

いくつかの改訂が防衛調達に関して行われている。更なる改訂は透明性を高め競争を強化する。

WP-C / #28 / E-EJ

契約採択時におけるライフサイクルコストの重視

ライフサイクルコストが全ての防衛関連の契約採択の根拠になるべきである。

<背景>

我々は、日本が防衛調達に関してライフサイクルコストをより重視したことを歓迎する。ライフサイクルコストに基づく予算は、政府が防衛支出をより良く計画することを可能にする。更に全てのコスト情報の開示が求められるため、応札者間でのより公正な競争を作り出す。欧州の企業は、ライフサイクルコストのモデル化や予測に関して経験を有し、予測に関して自信を持っている。このことは民間の航空業界において通常のやり方である。

WP-C / #29 / E-J

防衛機器の調達における革新的な手法の検討

我々は、日本が革新的な調達制度を検討することを求める。これには、欧州での同分野に関する情報の受領が含まれる。

<背景>

日本は、パフォーマンスに基づくロジスティクス、PFI、商用オフザシェルフ(民生品)、リース制度などの革新的な調達取り組みの実施を通じてコスト削減を達成することが出来る。

日本産業界からの提言

WP-C / #30 / J-E

クラウドコンピューティング時代における個人情報の国際的な移転

EU と日本の間における国際的なデータ移転の制度は企業にとってより好ましい環境を作るために簡素化されるべきである。

両国政府は、実行可能な限り最速で、EU 指令において妥当性手段を見出す取り組みを開始すべきである。

<背景>

我々は欧州委員会による、プライバシーとデータ保護分野において EU 認証制度の成立可能性を検討するイニシアティブを支持する。このような制度は、EU/EEA の域内外で活動を行うグローバル企業に影響を与えるために、認証制度はグローバルな側面を考慮に入れることが重要である。